

## 第8 その他

### 1 生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況

(令和元年度)

区分		合計	広島	広島西	呉	芸北	広島中央	尾三	福山中	備北
取扱件数 (原因者数)	合計	1,118	359	42	24	21	152	151	352	17
	(構成比%)	100.0	32.1	3.8	2.1	1.9	13.6	13.5	31.5	1.5
取扱件数内訳	大気汚染	287	37	5	2	0	51	37	151	4
	水質汚濁	220	86	15	4	2	24	16	64	9
	騒音	297	168	13	8	3	18	8	78	1
	振動	15	8	1	1	0	0	0	5	0
	悪臭	140	52	3	9	10	6	6	51	3
	土壌汚染	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	158	8	5	0	6	53	83	3	0

資料：県環境保全課

(注) 広域行政圏において市町が取り扱った件数

### 2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(令和元年度)

発生源 種類別	合計	会社・事業所																			分類不能の産業	その他	不明			
		農業、林業	漁業	砂鉱業、採探石業、採探業	建設業	製造業	熱電供給・ガス水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業	サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	飲食サービス業	宿泊業	娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉				複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)
(原因者数)	合計	1,158	17	5	2	178	161	4	2	25	21	0	4	0	0	32	14	5	6	1	51	4	37	345	80	164
	(構成比%)	100.0	1.5	0.4	0.2	15.4	13.9	0.3	0.2	2.2	1.8	0.0	0.3	0.0	0.0	2.8	1.2	0.4	0.5	0.1	4.4	0.3	3.2	29.8	6.9	14.2
取扱件数内訳	大気汚染	300	5	0	0	47	52	1	0	2	4	0	0	0	0	0	1	0	2	0	16	0	5	132	14	19
	水質汚濁	227	4	2	1	10	31	1	1	9	4	0	0	0	7	4	0	1	0	10	3	6	49	23	61	
	騒音	298	0	0	0	102	43	2	1	10	11	0	2	0	13	6	4	3	0	15	0	10	30	24	22	
	振動	15	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
	悪臭	141	6	3	0	3	29	0	0	3	2	0	0	0	11	3	1	0	1	6	1	11	40	4	17	
	土壌汚染	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	176	2	0	1	6	4	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	4	0	5	92	13	45

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数

### 3 公害苦情事案の処理状況

区 分	28年度			29年度			30年度			元年度			
	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	
取 扱 件 数	1249	1,199	96.0	1,349	1,299	96.3	1,111	1,035	93.2	1,158	1,091	94.2	
公 害 の 種 類	大気汚染	346	341	98.6	371	365	98.4	277	266	96.0	300	294	98.0
	水質汚濁	232	229	98.7	239	229	95.8	262	239	91.2	227	220	96.9
	騒音	258	246	95.3	265	256	96.6	224	210	93.8	298	278	93.3
	振動	17	17	100.0	22	21	95.5	22	19	86.4	15	14	93.3
	悪臭	134	112	83.6	148	131	88.5	137	117	85.4	141	120	85.1
	土壌汚染	1	1	100.0	3	2	66.7	1	0	—	1	1	100.0
	地盤沈下	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	その他	261	253	96.9	301	295	98.0	188	184	97.9	176	164	93.2

資料：県環境保全課

### 4 環境保全協定締結状況

(令和2年3月31日現在)

当 事 者		締 結 年 月 日	
県 大竹市	日本製紙株式会社	昭和46年8月26日 " 50年9月23日 平成9年10月1日 平成15年4月1日 平成20年4月1日 平成24年10月1日 平成25年3月4日	日本紙業株式会社と協定締結 全部改訂 日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継 日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本株式会社に承継 日本大昭和板紙西日本株式会社及び三島製紙株式会社に承継 日本大昭和板紙株式会社に承継 全部改訂
	三菱ケミカル株式会社	昭和46年10月5日 " 50年9月2日	三菱レイヨン株式会社と協定締結 全部改訂
	株式会社ダイセル	昭和46年11月25日	協定締結
	三井化学株式会社	" 50年9月23日	全部改訂
	三井・ダウ ポリケミカル株式会社	昭和46年11月25日 " 50年9月23日 平成4年6月15日	協定締結 全部改訂 一部改訂
県 福山市	JFEスチール株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成15年4月1日	日本鋼管株式会社と協定締結 一部改訂 日本鋼管株式会社から承継
	瀬戸内共同火力株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成18年7月1日	福山共同火力株式会社と協定締結 一部改訂 福山共同火力株式会社から承継
	日本化薬株式会社	昭和51年9月14日 " 57年3月31日	日本化薬株式会社と協定締結 一部改訂
県 呉市	日本製鉄株式会社	昭和47年12月13日 " 59年3月31日	日新製鋼株式会社と協定締結 全部改訂
	王子マテリア株式会社	昭和59年3月31日 平成元年4月1日 " 24年10月1日	東洋パルプ株式会社と協定締結 王子製紙株式会社と協定締結 王子製紙株式会社に承継
県 尾道市	横浜ゴム株式会社	昭和48年9月25日 平成9年11月6日 " 11年3月17日 " 20年6月3日 " 23年8月23日 " 25年3月27日	横浜ゴム株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂
県 竹原市	電源開発株式会社	昭和49年1月22日 " 55年4月19日 平成26年11月27日	電源開発株式会社と協定締結 全部改訂 一部改訂
県 大崎上島町	中国電力株式会社	平成7年11月20日 " 15年6月23日	中国電力株式会社と協定締結 一部改訂
	大崎クールジェン株式会社	平成25年1月15日	大崎クールジェン株式会社と協定締結

資料：県環境保全課

## 5 環境影響評価の実施状況

### (1) 「環境影響評価法」に基づき手続中の事業 (令和2年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業	北広島町	風力発電所	約 58,000kw	方法書 R1. 5. 29
(仮称) 益田匹見風力発電事業	北広島町, 安芸太田町	風力発電所	約 60,000kw	配慮書 R1. 10. 8

### (2) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業 (令和2年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4. 7km	H12. 8. 31
福山道路	福山市	道路	15km	H13. 3. 29
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画	大崎上島町	火力発電所	16. 7 万 kw	H24. 12. 4
竹原火力発電所新 1 号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60 万 kw	H25. 12. 20
福山共同発電所更新計画	福山市	火力発電所	23 万 kw	H30. 2. 27
(仮称) 大佐山風力発電事業	北広島町	風力発電所	約 58,000kw	H30. 7. 3 事業廃止

### (3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき手続中の事業 (令和2年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
廿日市市新機能都市開発事業	廿日市市	土地区画整理事業	70. 2ha	方法書 H30. 7. 9
福山市次期ごみ処理施設整備事業	福山市	廃棄物処理施設	600t/日	準備書 R2. 3. 12

### (4) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業 (令和2年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13. 4. 26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13. 9. 27
(仮称) 福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kℓ /日	H22. 4. 1
(仮称) 三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kℓ /日	H22. 12. 13
広島中央エコパーク整備事業	東広島市, 竹原市	焼却施設 し尿処理施設	300t/日 300kℓ/日	H27. 4. 20
海田バイオマス混焼発電所設置計画	海田町	火力発電所	11. 2 万 kw	H28. 12. 5

### (5) 「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく手続を終了した事業 (令和2年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60. 2. 12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60. 4. 11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61. 1. 27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61. 3. 27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61. 3. 27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2, 500m	S61. 9. 4
福山石炭灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61. 11. 25
広島市矢野土地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61. 11. 25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62. 2. 26
広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62. 7. 20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62. 8. 24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63. 5. 12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲奴郡総領町, 双三郡三良坂町	多目的ダム	354ha	H1. 3. 30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1. 8. 10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1. 8. 24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2. 2. 15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2. 3. 12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2. 7. 16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2. 11. 19
J & P 36H ひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4. 1. 9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5. 5. 13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5. 8. 5
広島アースポートカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5. 9. 30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6. 8. 11
広島港出島沖地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	129ha	H6. 11. 4

大朝カントリー倶楽部建設事業	山県郡大朝町	ゴルフ場	165ha	H7. 2. 27
安浦地区ゴルフ場施設整備事業	豊田郡安浦町	ゴルフ場	19ha	H7. 3. 6
千代田流通団地造成事業	山県郡千代田町	流通業務団地	137ha	H7. 3. 27
久芳カントリー倶楽部建設事業	賀茂郡富田町, 豊栄町, 河内町	ゴルフ場	167ha	H7. 4. 20
広島空港拡張整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	3, 000m	H8. 1. 8
恋文字ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	161ha	H8. 6. 6
広島市沼田町伴土地区画整理事業	広島市	工業団地等	80ha	H8. 9. 26
中国横断道尾道松江線(三次～高野)	三次市, 庄原市, 比婆郡口和町, 高野町	道路	36km	H8. 11. 5
上黒島最終処分場増設計画	安芸郡下蒲刈町	廃棄物処理施設	28ha	H9. 3. 27
駅家・加茂地区内陸団地造成事業	福山市	工業団地等	255ha	H10. 9. 17
地域高規格道路江府三次線建設事業	庄原市	道路	4. 1km	H11. 2. 4
呉市ごみ処理施設整備事業	呉市	廃棄物処理施設	393t/日	H11. 5. 10

(注) 事業の実施場所は、手続時の市町村名を記載している。

資料：県環境保全課

## 6 広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況

(令和元年度)

環境配慮チェック表作成事業件数 (大・中規模事業)	事業の種類 事業件数 事業段階別件数 (*は同一案件)	道路・街路の整備			砂防・治山			農業・農村の整備			用地・団地の造成			建築物の整備			合計		
		2			3			7			1			6			19		
		計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工
【循環】 環境への負担が少ない循環型社会 広島	大気環境、水環境の保全	2	2	0				6	5	4	0	1	0	3	1	2	11	10	6
	路線(場所)の選定について地域環境の保全、土地利用等と整合	2	2	0				6	5	4	0	1	0	3	1	2	11	10	6
	交通網の整備により交通量を分散化	1	1	0							0	1	0				1	2	0
	交通流を円滑化	1	1	0							0	0	0				1	1	0
	出入口の複数化や駐車場の適正配置による交通渋滞の緩和													4	2	1	4	2	1
	沿道、沿線環境に配慮した構造	1	1	0													1	1	0
	防音壁を設置	0	0	0							0	1	0				0	1	0
	環境施設帯を設置	0	0	0				0	0	0	0	0	0				0	0	0
	駐車場の周辺に緑地を設置し大気汚染や騒音の緩和													3	2	2	3	2	2
	低騒音舗装、透水性舗装、低騒音軌道等を採用	0	0	0													0	0	0
	建設機械、車両の稼働等に伴う周辺環境への影響の低減	1	1	1	2	2	0	7	6	5	0	0	1	3	2	2	13	11	9
	工事中の汚水、濁水の発生を低減	1	1	1	2	2	0	6	5	4	0	1	0	0	0	0	9	9	6
	地盤改良に当たり地下水汚染や土壌汚染の防止	0	0	0				0	1	1	0	1	1	3	2	2	3	4	4
	工事の集中を避け平準化	1	1	1	0	0	0	7	6	5	0	0	0	1	0	0	9	7	6
	自然海岸の変異等による海水の自浄能力の低下や水産資源への影響の回避																0	0	0
	埋立による潮流の変化がもたらす水質悪化や異常堆砂・異常洗掘等の回避																0	0	0
	工事中の濁りを低減																0	0	0
	埋立柱による汚染防止																0	0	0
	土砂採取により埋立柱を確保する場合の環境保全の配慮																0	0	0
	水質の自浄作用に配慮した構造				0	0	0										0	0	0
	地域の大気環境、水環境に配慮した処理方式・構造																0	0	0
	汚水の高度処理、公共下水道接続										0	1	0				0	1	0
	放流先の水環境の配慮																0	0	0
	造成中の粉じん対策										0	0	1				0	0	1
	廃棄物を有効利用する方式																0	0	0
緑が持つ水循環機能に配慮																0	0	0	
雨水や循環水の利用促進																0	0	0	
透水性舗装など地下水の涵養																0	0	0	
処理水の再利用																0	0	0	
悪臭の発生防止																0	0	0	
中水道の整備										0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雨水利用施設、雨水浸透施設の整備										0	1	0	1	1	1	1	2	1	
建設廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理	1	1	1	2	2	0	7	6	5	0	0	0	3	2	2	13	11	8	
再生骨材、再生砕石等の再生資源の利用	1	1	1	1	1	0	7	6	5	0	1	1	3	2	1	12	11	8	
建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理	1	1	1	2	2	0	7	6	5	0	1	0	1	0	0	11	10	6	
【地球】 地球環境保全に 貢献する 広島	地球温暖化の防止	1	1	0													1	1	0
	バイパスの整備、立体交差化等により交通渋滞の緩和	1	1	0													1	1	0
	CO <sub>2</sub> の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため施設の緑化	2	2	1	2	2	0	3	3	2	0	1	0	4	1	1	11	9	4
	熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など森林資源の保護	1	1	1	1	1	0	5	5	4	0	0	0	0	0	0	7	7	5
【共生】 自然と人が ふれあ う潤い のある 広島	省資源、省エネルギーの推進	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	1	0
	自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	12	8	6
	省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用	1	1	1	0	0	0	7	6	5	0	0	0				6	3	2
	建築物の断熱化													6	3	2	6	3	2
雨水利用や中水利用設備の導入													0	0	0	0	0	0	
【共生】 自然環境の 保全	自然環境の保全	2	2	1	0	0	0	5	4	3	0	1	0	0	0	0	7	7	4
	貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避	1	1	1	0	0	0	6	5	3	0	0	0				7	6	4
	回避できない場合は、自然環境の改変の少ない線形、形状や代替措置	1	1	1	0	0	0	3	1	2	0	0	0				4	2	3
	生物生息空間のネットワークの確保	1	1	0	1	0	0	3	2	1	0	0	0				5	3	1
	自然改変の少ない施設、構造・工法の採用	1	1	0	1	0	0	3	2	1	0	0	0				5	3	1
	のり面、環境施設帯等を活用した生物生息空間の創出	0	0	0													0	0	0
	のり面、水際等については、生物生息空間の確保							1	1	0							1	1	0
	道路照明や前照灯による影響の低減	0	0	0													0	0	0
	施設照明等による影響の低減																0	0	0
	野生生物の生育生息環境に配慮した夜間照明																0	0	0
	干潟、藻場、磯場の保全																0	0	0
	工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧	1	1	1	1	1	0	3	2	2	0	0	0				5	4	3
	生態系を維持するための適切な河川水量を確保																0	0	0
	池など生物生息空間の創出										0	0	0				0	0	0
	多自然型川づくりにより、河川環境の保全・創出																0	0	0
	緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど道路、沿線の緑化	0	0	0													0	0	0
	地場産素材、天然素材等の利用や植栽に努めるなど周辺景観と調和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	橋脚・施設等の色彩は周辺環境と調和	0	0	0													0	0	0
	防波堤、堤防等の構造、形態、意匠及び素材等は周辺景観と調和																0	0	0
緑豊かな空間の維持・形成							0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	
親水性護岸、景観保全護岸等																0	0	0	
人がふれあえる水辺環境を創出				0	0	0										0	0	0	
のり面、水際等について親水性や景観の保全							2	2	2	0	1	0				2	3	2	
倉庫、上屋などの建築物等は個性、風情の活用、周辺景観との調和																0	0	0	
良好な景観を形成している樹木等の存置、移植、現存植生等を考慮した植栽等				0	0	0	0	0	0	0	1	0				0	1	0	
良好な道路景観や町並み等の快適な都市景観の創出に努める										0	0	0				0	0	0	
動植物の生息・生育場である多様な水際線、河床等の維持・創出				0	0	0										0	0	0	
屋敷林、鎮守の森、里山などの保全				0	0	0										0	0	0	
施設内の緑化																0	0	0	
防災性も踏まえたオープンスペースの確保																0	0	0	
電波障害、日照障害、風害の防止										0	0	0	6	3	2	6	3	2	
人の健康に配慮した内装材等の使用													3	2	2	3	2	2	
歴史的景観の保全 文化遺産の保全	歴史的景観の保全	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	文化遺産の保護	1	1	1	0	0	0	3	1	1	0	1	0	0	0	0	4	3	2
合計	25	24	15	14	13	0	95	79	64	0	15	6	54	27	21	188	158	106	

※灰色の欄は各事業種の環境配慮チェック表の対象外項目。

7 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表(令和元年度実績)

県計画記載事項				R1年度関係課等の事業等の実施・進捗状況			
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容	
1 沿岸域の環境の保全・再生及び創出	(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等	水産資源保護法及び瀬戸内海漁業取締規則の施行業務	○ 保護水面における水産動植物の採捕禁止、重要藻場におけるひき網漁業の禁止	現存する藻場・干潟等の保全	水産課	水産資源保護法及び瀬戸内海漁業取締規則の施行業務 ○ 保護水面における水産動植物の採捕禁止、重要藻場におけるひき網漁業の禁止について周知を図った。	
		水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進	アマモ場、ガラモ場等(関連する干潟、漁礁等を含む)造成面積(H23～R2年度までの累計)17.0ha	水産課	水産基盤整備事業 ○ 藻場及び干潟の造成の推進	
		海域環境創造事業	○ 八幡川河口人工干潟における鳥類及び底生生物の生息状況モニタリング	人工による干潟機能の回復、知見の集積	港湾漁港整備課	海域環境創造事業 ○ 八幡川河口人工干潟における鳥類及び底生生物の生息状況モニタリング	
		生物多様性保全推進事業	○ ミヤジマンボ生息地の保全管理	ミヤジマンボの絶滅回避	自然環境課	生物多様性保全推進事業 ○ ミヤジマンボ生息地の保全管理	
	(2) 自然海浜の保全等	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	保全活動箇所数8か所(R2年度)	水産課	漁場環境・生態系保全向上対策事業 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	
		自然海浜の保全	○ 自然海浜保全地区における開発等の規制	指定海浜の保全	自然環境課	自然海浜の保全 ○ 自然海浜保全地区における開発等の規制	
	(3) 底質改善対策・産地対策の推進	海砂利採取跡地フォローアップ調査事業	○ 燧灘の県エリアの海砂利採取跡地において海底地形、底質、魚介類等の海域環境を調査し、過去の調査結果と比較して、現在の環境修復の状況を検証・確認(H26～28年度) ○ 学識経験者の意見を踏まえ、今後の取組を検討	地域の実情に応じた、効果的な漁場環境の修復の方策の方向性の明確化	港湾振興課 水産課 環境保全課	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務 ○ 海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。	
		水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした海底耕うんや海底堆積物(海底ごみ)除去による底質改良の実施	海底耕うん・海底ごみ継続実施	水産課	水産基盤整備事業 ○ 海底堆積物除去の実施(広島市、呉市、江田島市)	
		海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	覆砂約9.9ha(H26～28年度)	港湾漁港整備課	海域環境創造事業 ○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	
		美しい川づくり事業	○ 広島駅周辺地区の猿猴川において浸淫及び石灰灰造粒物の散布による河川環境の改善	河川環境の改善及び維持管理	河川課	美しい川づくり事業 ○ 平成30年7月豪雨に伴う災害対応のため、事業実施なし。	
(4) 埋立に当たっての環境保全に対する配慮	公用水面理立法施行業務	○ 工事の場所や規模に応じた、環境への影響の回避・低減を条件とした埋立の承認	環境への影響の回避・低減	港湾振興課	埋立に当たっての環境保全に対する配慮 ○ 公有水面理立法に定める免許基準等に基づく審査の実施		
(5) 環境配慮型構造物の採用	海岸保全事業	○ 生物の生息環境の創出に資する海岸整備の推進	採用件数の増加	港湾漁港整備課	該当無し 該当無し		
2 水質の保全及び管理	(1) 水質総量削減制度等の実施	水質汚濁防止法等施行業務	○ 許可制度による排水規制の徹底 ○ 処理施設等の監視指導による維持管理の徹底	発生負荷量(H26年度目標値) COD 53t/日以下 窒素42t/日以下 りん2.4t/日以下 次期目標は平成28年度策定予定 環境基準達成率 COD 達成率の向上 窒素 100% りん 100%	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務 ○ 工場・事業場への立入検査を行い、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導を実施 ○ 平成29年6月に策定した第8次総量削減計画の推進 発生負荷量(令和元年度目標値) COD 45t/日以下 窒素 40t/日以下 りん 2.2t/日以下	
		農畜水産業の指導業務	○ 耕畜連携支援モデル事業の推進 ○ 養殖漁場の環境管理の適正化指導	発生負荷量(農畜水産関係等)(H26年度目標値) COD 6t/日以下 窒素17t/日以下 りん0.8t/日以下 次期目標はH28年度策定予定	環境保全課 畜産課	水質汚濁防止法施行業務 ○ 工場・事業場への立入検査を行い、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導を実施 発生負荷量(農畜水産関係)(令和元年度目標値) COD 6t/日以下 窒素 16t/日以下 りん 0.7t/日以下 資源循環型畜産推進指導事業 ○ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき畜産環境問題発生時に畜産農家等へ重点指導を行うとともに、定期的な巡回指導を行う。また、家畜排せつ物の適正な処理及び利用促進のため、啓発及び情報提供を行う。 ○ 養殖環境を適正に管理するため、漁業指導を実施	
		湾協協議会	○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業 ○ (西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備前瀬戸)の湾協協議会を運営	
		赤潮対策	○ 「広島県赤潮対策マニュアル」に基づき、県、漁協等の情報交換による監視通報の体制強化、赤潮対策に関する調査研究の推進	赤潮被害の低減	水産課	赤潮貝毒漁場環境監視事業 ○ 漁場環境保全のための基礎調査(水質・プランクトン等)及び漁業者への情報伝達や普及啓発を実施	
		生活排水処理対策	○ 広島県水適正処理構想に基づいた各種生活排水処理施設の効率的な整備 ・ 公共下水道及び流域下水道の整備 ・ 個別浄化槽の設置の推進 ・ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備	汚水処理人口普及率92.9% 下水道人口普及率77.9% (R7年度まで)※ 8か所(R2年度)	循環型社会課 都市環境整備課 農業基盤課 港湾漁港整備課	・ 浄化槽設置整備事業 ・ 浄化槽市町村整備推進事業 ・ 公共下水道整備事業 ・ 流域下水道整備事業 ○ 公共下水道及び流域下水道の整備 ○ 農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善を図る。 ○ 漁業集落環境整備事業 ○ 漁業集落における排水処理施設の整備	
	(2) 下水道等の整備の促進	生活排水処理対策	海砂利採取跡地フォローアップ調査事業	○ 燧灘の県エリアの海砂利採取跡地において海底地形、底質、魚介類等の海域環境を調査し、過去の調査結果と比較して、現在の環境修復の状況を検証・確認(H26～28年度) ○ 学識経験者の意見を踏まえ、今後の取組を検討	地域の実情に応じた、効果的な漁場環境の修復の方策の方向性の明確化	港湾振興課 水産課 環境保全課	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務 ○ 海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。
			水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした海底耕うんや海底堆積物(海底ごみ)除去による底質改良の実施	海底耕うん・海底ごみ継続実施	水産課	水産基盤整備事業 ○ 海底堆積物除去の実施
海域環境創造事業			○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	覆砂約9.9ha(H26～28年度)	港湾漁港整備課	海域環境創造事業 ○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	
美しい川づくり事業			○ 広島駅周辺地区の猿猴川において浸淫及び石灰灰造粒物の散布による河川環境の改善	河川環境の改善及び維持管理	河川課	美しい川づくり事業 ○ 平成30年7月豪雨に伴う災害対応のため、事業実施なし。	
(3) 水質及び底質環境の改善	水産基盤整備事業	水質汚濁防止法等施行業務	○ 排水基準の遵守の徹底、特定施設の設置等の許可・届出制度を適切に運用し、水質環境基準の達成維持	排水基準の達成率100%	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務 ○ 工場・事業場に立入検査を行うとともに、排水検査を実施するなどして、排水基準の遵守状況を確認	
		ダイオキシン類等対策事業	○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき工場等への排水基準の遵守の徹底	環境基準達成率100%の維持	環境保全課	ダイオキシン類等対策事業 ○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排水水の行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施した。	
(4) 有害物質等の低減のための対策	ダイオキシン類等対策事業	水質汚濁防止法等施行業務	○ 排水基準の遵守の徹底、特定施設の設置等の許可・届出制度を適切に運用し、水質環境基準の達成維持	排水基準の達成率100%	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務 ○ 工場・事業場に立入検査を行うとともに、排水検査を実施するなどして、排水基準の遵守状況を確認	
		ダイオキシン類等対策事業	○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき工場等への排水基準の遵守の徹底	環境基準達成率100%の維持	環境保全課	ダイオキシン類等対策事業 ○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排水水の行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施した。	

県計画記載事項				R1年度関係課等の事業等の実施・進捗状況			
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容	
2 水質の保全及び管理	(4) 有害物質等の低減のための対策	PRTR法施行業務	○ 特定化学物質の排出量の把握及び排出削減に向けた適正管理の推進	排出量の削減	環境保全課	PRTR推進事業 ○ 特定化学物質の排出削減に向けた適正管理を推進するため、排出量の把握及び届出情報の提供等を行った。	
		PCB廃棄物の適正処理等	○ PCB廃棄物(トランス、コンデンサ等)の適正な保管の指導、「ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく適正な処理の推進	処理率 100%(令和元年度)	産業廃棄物対策課	PCB廃棄物処理促進事業 ○ 「広島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び期限内処理を推進	
	(5) 油等による汚染の防止	油等の流出防止対策及び流出事故対策	○ 事故時の迅速な対応のための油処理機材等の備蓄 ○ 流出した油の処理及び原因者への防除作業の指導 ○ 海上保安部が行う規制や監視取締り等に対する情報提供による海洋汚染の未然防止	現状より減少	危機管理課	石油コンビナート等災害防止法に基づく、油等の流出防止対策及び流出事故対策	○ 石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進及び流出油等の流出拡大対策
					消防保安課	水質事故対策	○ 関係機関と連携し、事故時の迅速な対応のための連絡体制の整備・対応
					環境保全課	○ 船舶及び陸上からの油等の排出防止 ○ 事故による海洋汚染の未然防止 ○ 排出油等防除体制の整備	○ 海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を行う。 ○ 油処理資材等の備蓄及びこれらを使用した流出油処理 ○ 原因者の防除作業の指導 ○ 関係機関との連携
	(6) 海水浴場等の保全	海水浴場水質調査	○ 海水浴場の開設前・開設中の水質調査の実施、公表	情報提供の徹底	環境保全課	海水浴場水質調査 ○ 海水浴場の開設前・開設中の水質調査を実施するとともに、関係市町実施分もとりまとめて公表する。	
	(7) 廃棄物の処理施設の整備	廃棄物の排出抑制等の推進	○ リデュース・リユースの推進 ○ リサイクル製品の使用促進	(一般廃棄物) 排出量 87.4万以下 再生利用率 排出量に占める割合 19%以上 最終処分量 10.3万以下 (R2年度まで※)	循環型社会課	一般廃棄物対策事業	○ 一般廃棄物処理計画(市町)の策定指導及び一般廃棄物の排出量等の実態調査の実施。
(産業廃棄物) 排出量 1,480万以下 再生利用率 排出量に占める割合 73.1%以上 最終処分量 排出量に占める割合 2.4%以下 (R2年度まで※)				産業廃棄物対策課	産業廃棄物処理実態調査事業	○ 県内の産業廃棄物の排出量等を調査・把握することにより、県廃棄物処理計画の進行管理に必要な基礎資料を得る。	
(8) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	河川改良事業	○ 芦田川支流の瀬戸川の浄化施設の維持管理	BOD除去率 30%を下回らない	河川課	単独河川維持修繕事業	○ 芦田川水環境改善アクションプランの取組みの一環として、瀬戸川の浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める。	
	湾灘協議会	○ 流域及び海域を単位とした地域協議会を設置し、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、縫瀬)、東部(備後灘、備讃瀬戸)の湾灘協議会を運営	
	広島湾再生推進会議	○ 広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取組を推進(各事業主体の事業を一元的に取りまと進捗管理)	中間評価を踏まえた計画の推進 (H28年度まで※)	技術企画課	広島湾再生推進会議	○ 森・川・海の健やかなつながりを活かし、豊かな広島湾を保全・再生する。	
3 自然景観及び文化的景観の保全	(1) 自然公園等の保全	瀬戸内海国立公園内での自然公園施設整備事業	○ 自然とのふれあいを促進するための施設整備	優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進	自然環境課	国立公園等整備事業 自然公園施設整備事業 ①自然とのふれあいを促進するための施設の改修・トイレ改修(高見山) ②老朽化施設の修繕撤去 休憩所撤去(宮島)	
		自然保護協力奨励事業	○ 県自然環境保全条例に基づく自然保護協力奨励金及び立木損失補償金の支給	自然環境の適正な保全	自然環境課	自然保護協力奨励事業 ○ 県自然環境保全条例に基づく自然保護協力奨励金及び立木損失補償金を支給	
		開発等の規制	○ 自然公園法等に基づく規制・指導	自然公園の保護	自然環境課	開発等の規制 ○ 自然公園法等に基づく(規制)・指導	
	(2) 緑地等の保全	採石条例施行業務	○ 林地等の保全に配慮した採取計画の認可、採石条例の適切な運用 ○ 森林法に基づく保安林の指定による立木伐採・開発行為等の制限	採石場における緑地の確保	技術企画課	採石条例施行業務 ○ 林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行確保を図る	
		保安林制度及び林地開発許可制度	○ 林地開発許可制度の適正な運用による乱開発防止	土砂流出防止、風致等森林の公益的機能の保全、森林の乱開発防止	森林保全課	保安林制度及び林地開発許可制度 ○ 保安林制度は、森林の有する公益的機能に着目し、安全かつ快適な国民生活を保持することに資する制度。 ○ 林地開発許可制度は保安林以外の森林であっても、森林の土地の適正な利用を確保することを目的とした制度。	
		漁業集落環境(緑地等施設)整備事業	○ 快適にして潤いのある漁業集落の形成、その他住民の健康増進及び防災安全の確保(市町実施事業)	漁業集落の生活環境等の改善	港湾漁港整備課	該当なし	
		ひろしまの森づくり事業	○ 間伐等による人工林の健全化、放置された里山林の整備 ○ 住民団体やNPO法人等の森林保全活動等の支援	森林の持つ公益的機能の維持発揮 ※R3まで	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 ○ 15年以上手入れが十分されないまま放置され、緊急に整備が必要なスギ・ヒノキの人工林について、間伐等を実施し人工林の健全化を実施 ○ 土砂災害防止、生物多様性の保全等を目的として放置された里山林を整備するほか、住民団体やNPO法人等が自ら企画・立案・取組を行う森林保全活動等を支援	
	(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全	森林病害虫駆除事業	○ 松くい虫被害やナラ枯れ被害など原因となる森林病害虫の蔓延防止	松くい虫、ナラ枯れ防除対策の推進による森林の健全な状態での文化財を保存	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 森林病害虫駆除事業 ○ 保安林等公益的機能が高い森林を対象に、松くい虫、その他森林病害虫等の的確な防除を実施し、森林の保全を実施	
		文化財保存事業費補助金	○ 国・県指定等文化財の管理及び保存修理事業等への補助	良好な状態で文化財を保存	教育委員会文化財課	文化財保存事業費補助金 ○ 国・県指定等文化財の管理及び保存修理等	
	(4) 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進	瀬戸内海海ごみ対策関連事業	○ 海岸漂着物等対策推進計画の策定による、計画的な海ごみの回収及び発生抑制対策の取組	海岸をきれいな状態に維持 自主的な清掃活動の継続	環境保全課	海ごみ対策推進事業 ○ 海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、市町の海岸漂着物処理を推進	
海岸一斉清掃		○ 住民等の参加による河川、海岸等の清掃活動の推進	海岸清掃活動参加者 20,000人/年 (R2年度)	環境保全課	海岸一斉清掃 ○ 新たに3市町(三原、尾道、坂)において海岸一斉清掃を実施		
放置艇対策事業		○ 放置艇の撤去指導、代執行等 ○ 廃船の処理等	放置艇の解消	港湾振興課	○ 法令に基づく海域利用の規制(占用許可制度等) ○ 新たに広島港御幸松地区及び尾道糸崎港等の一部を放置等禁止区域として指定 ○ 県が指定する小型船舶泊泊地で許可等が行えるよう関係条例の改正を行った。また、保管場所届出制度を実施するための、関係条例の改正を行った。		
(5) エコツーリズム等の推進	エコツーリズム等の推進	○ 自然景観とそれに調和した文化的景観を活用したエコツーリズムの推進	エコツーリズム実施エリアの増加	環境保全課	エコツーリズム等の推進 ○ 瀬戸内ツーリズム推進協議会に参加した。		
(6) 島しょ部の環境の保全	島しょ部における環境保全活動の促進	○ 環境保全活動を行う団体に対する活動支援	各島1団体以上	環境保全課	島しょ部における環境保全活動の促進 ○ 島しょ部で活動するせとうち海環課に対して関係市町と協力して団体の活動を支援		

県計画記載事項				R1年度関係課等の事業等の実施・進捗状況		
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容
4 水産資源の持続的な利用の確保	水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした藻場・干潟の造成等、漁場生産基盤の整備	アマモ場、ガラモ場等(関連する干潟、魚礁等を含む)造成面積(H23～32年度までの累計)※17.0ha 海底耕うん・海底ごみ除去の継続	水産課	水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進 ○ 海底堆積物除去の実施
	漁場基盤改良事業	○ 効用が低下した漁場において、漁場生産力の回復と向上を目的とした魚礁の設置等、漁場基盤の整備を支援	海砂利採取跡地における魚礁等整備箇所数1か所/年	水産課	漁場基盤改良事業	○ 効用が低下した漁場において、漁場生産力の回復と向上を目的とした魚礁の設置等、漁場基盤の整備を支援
	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	保全活動箇所数8か所(R2年度)	水産課	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援
	栽培漁業センター運営事業 瀬戸内水産資源増大対策事業	○ 広島県栽培漁業センターにおける放流用種苗の大量生産及び供給 ○ 地域の核となる重点魚種を集中放流するための種苗の供給体制の整備	重点魚種(ガザミ、キジハタ、オニオコゼ、カサゴ)の種苗生産数量増加	水産課	瀬戸内水産資源増大対策事業	○ 県東部海域において、ガザミ、カサゴ、県中西部海域においてオニオコゼ、カサゴ、キジハタの集中放流を実施
	漁獲管理及び漁船等対策、沿岸・内水面漁業調整	○ 漁業者等が実施する資源管理型漁業の推進 ○ 漁業関係法令の適切な運用による水産資源の保護及び漁業秩序の維持	漁業資源の持続的利用の確保 漁業生産額(海面漁業)42億円(R2年度) (イワシ類、アサリ類を除く)	水産課	漁獲管理及び漁船等対策、沿岸・内水面漁業調整	○ 集中放流実施地区における体長制限等の自主的な資源管理の実施 ○ 対象魚種について、漁業者による漁獲状況の定期報告等を受理した。 漁業関係法令の運用により、水産資源の保護及び漁業秩序の維持に努めた。
第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	○ 生活環境、農林水産業又は生態系への被害防止を目的とした、その原因となる鳥獣の生息数及び生息範囲の適正な管理	被害を与えるカワウの個体数の減少(H28年度に数値目標の設定を検討)	自然環境課	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	○ 生息状況調査の実施 ○ 被害対策の実施	
5 推進基盤の整備	(1)水質等の監視測定	水質常時監視 発生源水質連続測定データの監視	○ 水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、測定調査を実施 ○ 公害防止に関する協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視	環境保全課	水質常時監視 水質汚濁防止法施行業務	○ 水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、測定調査を実施(令和元年度)河川227地点、湖沼8地点、海域67地点 ○ 公害防止に関する協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を、通報対象工場9社に対し実施した。
	(2)環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等	漁場環境総合監視事業 赤潮貝毒漁場監視事業 調査研究	○ 漁場環境を把握するための水質、プランクトン等の基礎調査 ○ 貝毒・ノロウイルス実態調査 ○ 海域の底層環境と底生生物の関連性について	総合技術研究所	・漁場環境監視事業 ・資源評価調査事業 ・漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業(瀬戸内海西部における有害赤潮等分布拡大防止) 令和元年度基礎研究課題	○ 海域プランクトン調査24回 ○ 貝毒行政検査件数148検体 ○ 広島湾海域の底層環境(水質・底質・底生生物)の季節変動把握
	(3)広域的な連携の強化等	瀬戸内海環境保全知事市長会議 クリーン太田川 広島湾再生推進会議 湾灘協議会	○ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等と連携した取組を実施 ○ 国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃 ○ 広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取組を推進(各事業主体の事業を一元的に取りまとめた中間評価を踏まえた計画の推進(H28年度まで*)) ○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	環境保全課 道路河川管理課 技術企画課	瀬戸内海環境保全知事・市長会議(公社)瀬戸内海環境保全協会 クリーン太田川 広島湾再生推進会議 瀬戸内海環境保全(西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後、備讃瀬戸)の湾灘協議会を運営)	○ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等と連携した取組を実施 ○ 国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃 ○ 第2期計画に取り組むとともに、「さとうみ創生コミュニティ」を発展的に解消し、官民連携組織「広島湾さとうみネットワーク」の設立の準備を推進
	(4)情報提供、広報の充実	情報提供 広島県アダプト制度(マイロードシステム)	○ 県HP「エコひろしま」等による情報提供 ○ 県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動を行っている地域住民団体等をアダプト活動団体(マイロード)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援	環境保全課 道路河川管理課	県HP「エコひろしま」等による情報提供 広島県アダプト制度(マイロードシステム)	○ 県HP「エコひろしま」にて、県内の公共用水域・海水浴場の水質の調査結果等の瀬戸内海の保全に関する情報を掲載し情報発信を行っている。 ○ 県管理の道路や河川の清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、現にボランティア活動を行っている住民団体、企業や個人をアダプト活動認定団体(マイロード認定団体、ラブリバー認定団体)に認定し、表示板を設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。
	(5)環境保全思想の普及及び住民参加の推進	せとうち海援隊支援事業 環境活動リーダー養成 子どもエコクラブ活動促進 湾灘協議会	○ 海域の自然環境への関心の向上を図り、環境を良好に維持していくため、生物観察活動や海岸清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動支援(傷害保険の加入、活動資材の提供、回収ゴミの処分、活動状況のPR等) ○ 地域において自主的な環境活動を担うリーダー人材の育成 ○ 幼児から高校生までが地域で自主的な環境活動を進めるための支援や会員募集 ○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	環境保全課 環境政策課 環境政策課 環境保全課	せとうち海援隊支援事業 環境学習講師専門研修 子どもエコクラブの支援 瀬戸内海環境保全(西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後、備讃瀬戸)の湾灘協議会を運営)	○ 県内の海岸で生物調査や清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、活動資材の提供等) ○ 地域における自主的な環境活動を講師として支援できる者を育成 ○ 幼児から高校生までが地域で自主的な環境活動を進めるための情報提供や会員募集を実施
	(6)環境教育・環境学習の推進	環境保全アドバイザー制度 環境学習講師派遣事業 教員研修の推進 瀬戸内海環境保全推進事業	○ 環境学習等で、助言・指導を行うことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援 ○ 学校、地域、事務所等が実施する環境学習に専門知識を有する講師を派遣 ○ 地域の特色を活かした学校独自の環境学習プログラムを創造するため、教員の専門的な知識や技能を向上 ○ 海岸生物調査マニュアルを使用した住民による生物調査の推進 ○ 活動団体による観察会の結果などの公表、情報共有	環境政策課 環境政策課 教育委員会教職員課 環境保全課	環境保全アドバイザー制度 環境学習講師派遣事業 教員研修の推進 瀬戸内海環境保全推進事業	○ 環境学習等で、助言・指導を行うことができる人材を登録し、県民の環境保全活動を支援 ○ 学校、地域、事務所等が実施する環境学習に専門知識を有する講師を派遣 ○ 地域の特色を活かした学校独自の環境学習プログラムを創造するため、教員の専門的な知識や技能を向上 ○ 調査マニュアルを活用した生物調査や観察会を行う団体等に対して活動資材の提供等の支援を行った。

## 8 せとうち海援隊認定団体

(令和2年3月31日現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポーターネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	NTTドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジこどもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	特定非営利活動法人佐伯帆走協会	廿日市市ポートパーク周辺(廿日市市ほか)
	広島市立似島小学校	大黃湾(広島市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川, 海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜, 大黃湾(広島市)
	広島干潟生物研究会	太田川緑地, 猿猴川河口他(広島市)
	自然環境ネットワーク SAREN	倉橋島(呉市), 宮島(廿日市市)ほか
	宮島未来ミーティング	腰細浦, 包ヶ浦(廿日市市)
	富士ゼロックス広島フィッシングクラブ	オレンジビーチ(呉市)ほか
	TEAM NARU	鳴川海岸(廿日市市)
呉	海越女性会	海越地区海岸(呉市)
	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(呉市)
	ひろしま自然の会	呉市周辺の海岸(呉市)
	呉市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野, 白潟(呉市)
	S S F C海辺の清掃実行委員会	呉市内の海岸(呉市)
	呉市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(呉市)
	呉市立吉浦中学校	狩留賀浜(呉市)
	永田川カエル倶楽部	永田川, 鹿川湾(江田島市)
	呉市立広南小学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市立広南中学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市民公益活動団体 Team JIN「仁」	大浦崎海岸(呉市)ほか
東広島	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸, 忠海高校前海岸(竹原市)
	大崎上島町公衆衛生推進協議会	大串海岸, 野賀海岸(大崎上島町)
尾三	くる <sup>2</sup> (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上, 佐木, 向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸, 下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	浦島漁業協同組合	浦崎町内海岸, 百崎町内海岸(尾道市)
福山	環境市民ネットまつなが	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜, しゃごしの浜, 家廻の浜(福山市)
	特定非営利活動法人しまなみの心	備後灘, 燧灘海域の海岸(福山市)

資料：県環境保全課



### 9 こどもエコクラブ数, メンバー数

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
メンバー数	941	1,542	4,415	2,457	3,118	2,249	1,924	1,057	1,094	961
サポーター数	178	254	554	537	666	543	310	183	169	182
クラブ数	42	49	77	49	53	47	52	41	38	45

資料：県環境政策課

### 10 緑の少年団, 団員数

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
団員数	2,497	2,566	2,462	2,843	2,795	2,949	2,975	2,956	2,974	3,033
団 数	34	37	38	35	36	34	33	32	30	29

資料：県森林保全課

### 11 国指定・県指定文化財等件数一覧

(令和2年4月1日現在)

国 指 定 文 化 財				県 指 定 文 化 財				合計
種 別 (種 類)			件数	種 別 (種 類)			件数	
国 宝	建 造 物		7					7
	絵 画		2					2
	工 芸 品		16					16
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書		1					1
小 計			26					26
重 要 文 化 財	建 造 物		56	建 造 物		45	101	
	絵 画		11	絵 画		51	62	
	彫 刻		44	彫 刻		94	138	
	工 芸 品		61	工 芸 品		55	116	
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書		20	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書		51	71	
	考 古 資 料		4	考 古 資 料		18	22	
	歴 史 資 料		4	歴 史 資 料		4	8	
小 計			200	小 計			318	518
重 要 無 形 文 化 財			0	無 形 文 化 財			3	3
重 要 有 形 民 俗 文 化 財			7	有 形 民 俗 文 化 財			5	12
重 要 無 形 民 俗 文 化 財			4	無 形 民 俗 文 化 財			67	71
記 念 物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝		1	記 念 物			1	
	特 別 史 跡		1				1	
	特 別 名 勝		1				1	
	特 別 天 然 記 念 物		1				1	
	史 跡		25		史 跡		125	150
	名 勝		7		名 勝		6	13
	天 然 記 念 物		15		天 然 記 念 物		116	131
小 計			51	小 計			248	299
重 要 伝 統 的 建 造 物 群			3					3
合 計			291	合 計			641	932
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財								11
選定保存技術								1
登 録 文 化 財	登録有形文化財							254
	登録記念物							3

資料：県文化財課

## 12 都市公園整備現況

(平成31年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,778	408.3
	近隣公園	111	219.4
	地区公園	27	145.3
	計	2,916	773.0
都市基幹公園	総合公園	28	433.1
	運動公園	20	295.0
	計	48	728.1
特殊公園		29	660.1
広域公園		5	291.2
都市緑地・緑道		170	202.5
国営公園		1	338.8
計		205	1,492.6
合計		3,169	2,993.7

資料: 県都市環境整備課

(注1) 特殊公園には、風致公園、歴史公園、動・植物公園、墓園を含む。

(注2) 都市緑地・緑道には、緩衝緑地、都市緑地、広場公園、緑道、カントリーパークを含む。

### 13 県・市町の環境保全関係規程等

#### (1) 県

区 分	名 称	
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	そ の 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびにリン及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
環境整備	廃棄物・リサイクル	広島県産業廃棄物埋立税条例 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
	浄化槽	浄化槽法施行細則 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化 製 場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
自然保護	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然海浜保全条例 広島県自然海浜保全条例施行規則
	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温 泉	広島県温泉法施行細則
	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
景 観	ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準	

国土利用	広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱
広島県環境基本計画 広島県地球温暖化防止地域計画, 広島県地球温暖化対策実行計画 広島県廃棄物処理計画, 広島県災害廃棄物処理計画 生物多様性広島戦略 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画	

(2) 市町 (条例)

市 町 名	条 例 の 名 称
広 島 市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ポイ捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉 市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ポイ捨て等防止に関する条例 呉市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例 呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
竹 原 市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例
三 原 市	三原市環境基本条例 きれいな三原まちづくり条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 三原市大和まちづくり景観条例
尾 道 市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 尾道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福 山 市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
府 中 市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三 次 市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ポイ捨て等禁止条例 三次市景観条例 三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例
庄 原 市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例
大 竹 市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
東 広 島 市	東広島市環境基本条例 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例
廿 日 市 市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 廿日市市景観条例
安 芸 高 田 市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続に関する条例 安芸高田市環境基本条例
江 田 島 市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 江田島市環境基本条例
府 中 町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

海田町	海田町美しいまちづくり条例 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
熊野町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂町	坂町環境美化の推進に関する条例 坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
北広島町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
世羅町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

### (3) 市町（計画）

市町名	計画の名称
広島市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策実行計画 広島市景観計画
呉市	呉市環境基本計画 呉市地球温暖化対策実行計画
竹原市	竹原市環境基本計画 竹原市地球温暖化対策実行計画
三原市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画
尾道市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画
福山市	第二次福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 福山市災害廃棄物処理計画
府中市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画
三次市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画
庄原市	庄原市環境基本計画 庄原市地球温暖化対策実行計画 庄原市地域新エネルギービジョン
大竹市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画
東広島市	東広島市環境基本計画 東広島市地球温暖化対策地域推進計画 東広島市役所地球温暖化対策実行計画 東広島市地域新エネルギービジョン
廿日市市	廿日市市環境基本計画 廿日市市景観計画
安芸高田市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市地域省エネルギービジョン 安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョン
江田島市	江田島市環境基本計画 江田島市地球温暖化対策実行計画
府中町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
海田町	海田町災害廃棄物処理計画 海田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
熊野町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン
坂町	坂町環境基本計画 坂町地球温暖化対策実行計画
安芸太田町	安芸太田町地域新エネルギービジョン 安芸太田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
北広島町	北広島町環境基本計画
大崎上島町	大崎上島町地域新エネルギービジョン 大崎上島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
世羅町	世羅町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 世羅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 世羅町地域新エネルギービジョン
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン

※ この他に、各市町（一部事務組合）一般廃棄物処理基本計画が定められています。